

報道各社御中 環境省広報室

鹿児島県で回収された死亡野鳥等における鳥インフルエンザ検査状況等について
(H27.3.31 13:00)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
7	鹿児島県	出水市	マナヅル	11/23 回収		11/27 陽性	11/29 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	11/27 指定 3/31 0時解除
9	鹿児島県	出水市	環境試料 (ねぐらの水)	12/1 採取		12/5 陽性	12/6 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	12/5 指定 3/31 0時解除
10	鹿児島県	出水市	ナベヅル	12/7 回収	陰性	12/7 陽性	12/10 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	12/8 指定 3/31 0時解除
13	鹿児島県	出水市	ナベヅル	12/17 回収	12/17 陰性	12/17 陽性	12/19 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	12/17 指定 3/31 0時解除
17	鹿児島県	出水市	ナベヅル	12/24 回収	12/24 陽性		12/30 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	12/24 指定 3/31 0時解除
18	鹿児島県	出水市	ナベヅル	1/3 回収	1/3 陰性	1/4 陽性	1/7 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	1/7 指定 3/31 0時解除
19	鹿児島県	出水市	マガモ	1/14 回収	1/14 陽性	1/14 陽性	1/19 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	1/19 指定 3/31 0時解除
20	鹿児島県	出水市	マガモ	2/13 回収		2/13 陽性	2/17 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	2/17 指定 3/31 0時解除

(これまでの事案については最後尾に掲載しております。)

【鹿児島県出水市の案件について】

鹿児島県出水市(いずみし)で、平成26年11月23日に回収されたマナヅルの衰弱個体から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されて以降、同地域において、ねぐらの水を含め、計8検体から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)の検出が認められました。そのため、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下マニュアル)に基づき、死亡野鳥等回収地点の半径10kmを野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を継続してきたところです。

これまでのところ、野鳥監視重点区域の監視において、最後の感染確認個体(平成27年2月13日に回収されたマガモ)の回収日から45日間異常が認められなかったこと等を踏まえ、マニュアルに基づき、回収日(2月13日)から45日後の3月31日0時をもって、野鳥監視重点区域の指定の解除を行いましたのでお知らせします。

1 主な経緯等

- (1) 死亡野鳥の回収地点
鹿児島県出水市(いずみし)



(2) 経緯

- ・平成26年11月23日、マナヅル1体の衰弱個体を回収。
- ・11月27日、遺伝子検査陽性と判明し、同日、回収地点周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。区域内の監視を強化。
- ・11月29日、確定検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）と判明。
- ・12月2日～5日に野鳥緊急調査チームを現地に派遣。野鳥の大量死などの異常は特段認められなかった。
- ・その後、上記表のとおり、11月27日に指定した野鳥監視重点区域内において、ナベヅル等から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）の検出が続出し、監視を継続。
- ・平成27年2月13日、マガモの死亡個体を回収。同日、確定検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）と判明。
- ・3月31日（火）0時、野鳥監視重点区域を解除。

2 今後の対応

- (1) 現時点において国内における新たな発生は確認されていないため、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを、本日付で「レベル2」に引き下げ。

国内での発生は確認されていないが、近隣国における発生が続いているため、マニュアルに基づき「レベル2」とする。

- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載）に基づき適切に対応。

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/）

平成27年3月31日（火）
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
直 通：03 - 5521 - 8285
代 表：03 - 3581 - 3351
企 画 官：堀内 洋（内線6470）
鳥獣専門官：根上 泰子（内線6676）

【参考】

今シーズンの鳥インフルエンザ検査状況等（平成27年3月31日 13:00現在）

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	鳥根県	安来市	糞便(コハクチョウ)	11/3 採取			11/13 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	11/13 指定 12/19 0時解除
2	東京都	江東区	ホシハジロ	11/13 回収	陰性	11/17 陽性	11/25 インフルエンザウイルスは検出されず	11/17 指定 11/25 18時解除
3	宮城県	栗原市	オオハクチョウ	11/19 回収	陽性		11/27 インフルエンザウイルスは検出されず	11/19 指定 11/27 11時解除
4	千葉県	長生郡長柄町	糞便(ヨシガモ/ヒドリガモ)	11/18 採取	陽性	11/20 陽性	11/22 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	11/20 指定 1/3 0時解除
5	鳥取県	鳥取市	糞便(コハクチョウ)	11/18 採取			11/27 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	11/27 指定 1/3 0時解除
6	東京都	大田区	ホシハジロ	11/26 回収	陽性		12/4 インフルエンザウイルスは検出されず	11/27 指定 12/4 18時解除
7	鹿児島県	出水市	マナヅル	11/23 回収		11/27 陽性	11/29 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	11/27 指定 3/31 0時解除
8	兵庫県	南あわじ市	アイガモ(野生化個体)	11/29 回収	12/1 陽性		12/7 鳥インフルエンザウイルス(H1N1亜型)と判明	12/1 指定 12/8 11時半解除
9	鹿児島県	出水市	環境試料(ねぐらの水)	12/1 採取		12/5 陽性	12/6 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	12/5 指定 3/31 0時解除
10	鹿児島県	出水市	ナベヅル	12/7 回収	陰性	12/7 陽性	12/10 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	12/8 指定 3/31 0時解除
11	岐阜県	可児市	オシドリ	12/12 回収	陰性	12/16 陽性	12/20 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	12/16 指定 1/27 0時解除
12	鳥根県	出雲市	マガモ	12/16 回収	陽性		12/24 インフルエンザウイルスは検出されず	12/16 指定 12/24 15時解除
13	鹿児島県	出水市	ナベヅル	12/17 回収	12/17 陰性	12/17 陽性	12/19 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	12/17 指定 3/31 0時解除
14	鹿児島県	出水市	オナガガモ	12/20 回収	12/20 陰性	12/20 陽性	12/24 インフルエンザウイルスは検出されず	12/21 指定 12/24 19時半解除
15	鹿児島県	出水市	ヒドリガモ	12/20 回収	12/20 陰性	12/20 陽性	12/24 インフルエンザウイルスは検出されず	12/21 指定 12/24 19時半解除
16	鹿児島県	出水市	カルガモ	12/21 回収	12/21 陰性	12/21 陽性	12/25 インフルエンザウイルスは検出されず	12/22 指定 12/25 18時45分解除
17	鹿児島県	出水市	ナベヅル	12/24 回収	12/24 陽性		12/30 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	12/24 指定 3/31 0時解除
18	鹿児島県	出水市	ナベヅル	1/3 回収	1/3 陰性	1/4 陽性	1/7 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	1/7 指定 3/31 0時解除
19	鹿児島県	出水市	マガモ	1/14 回収	1/14 陽性	1/14 陽性	1/19 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	1/19 指定 3/31 0時解除
20	鹿児島県	出水市	マガモ	2/13 回収		2/13 陽性	2/17 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	2/17 指定 3/31 0時解除

(太枠内下線が今回の情報です。)

グレー網掛けとなっている箇所は、野鳥監視重点区域の指定を既に解除をした事例です。

鹿児島県出水市においては、同一地域での続発事例であること、また現地において野鳥の監視

を継続して実施していることから、平成 26 年 12 月 27 日以降は確定検査において高病原性鳥インフルエンザウイルスを確認した場合のみ発表することいたしました。

NO.1、4、5 の種名は、種判別の結果、平成 27 年 2 月 17 日に訂正いたしました。

NO.4 の種名は、2 検体中、1 検体はヨシガモ、もう 1 検体はヨシガモ又はヒドリガモ。